

2019年10月1日から 下水道使用料が変わります

下水道事業は、地方財政法により「公営企業」として規定されており、その経理は特別会計を設けて行うこととされ、独立採算制が義務付けられています。企業会計を適用することにより適切な料金算定及び経費の算定が可能となることから、総務省では、各自治体の下水道事業会計に従来の官公庁会計から企業会計に移行するように要請をしているところです。

当組合では、平成24年度に企業会計移行業務に着手し、平成28年度から企業会計に移行しました。建設事業費は皆様からの受益者負担金や国からの補助金等で賄っており、汚水処理費である維持管理費や資本費は下水道使用料で賄うこととなっております。しかし、平成29年度決算では下水道使用料で賄えた分は約72%程度であり、不足分の約28%は構成町村の負担金で補っているのが現状です。

下水道使用料については、平成7年3月に供用開始し、平成17年4月に料金改定をして以来13年間、料金を改定することなく、経営改善に努めてきました。下水道整備が進み、使用料の収入が増え続けてきましたが、近い将来、人口減の影響から使用料の収入は減少し始めると考えられ、また、設備の老朽化に伴う修繕費や更新工事費も必要となってきます。平成31年度から平成35年度までの5年間の汚水処理費の収支を試算したところ、下水道使用料の充当率は約84%となる見込みです。不足分の約16%である約6億3千800万円を構成町村の負担金のみで依存することは、下水道会計本来の使用者負担の原則を欠くことであり、下水道事業の財政基盤をも弱体化させ、さらには、構成町村の財政全体に影響を及ぼし、必要な住民サービスの質が低下するおそれがあります。

このことから、平成30年11月に下水道使用料等検討委員会を設置し、平成30年12月及び平成31年1月に委員会を開催し検討した結果、料金改定はやむを得ない状況であると判断し、不足分の約6億3千800万円の50%である3億1千900万円の増収を見込むため、改定率9.3%の増とさせていただき、下水道使用者に負担をお願いするものです。

使用者の皆様には、2019年10月（実使用月11月分、請求月12月分）から、新料金で請求することになりますので、大変恐縮ですが御理解をお願い申し上げます。

お問い合わせ先



～夢きらり水と福祉の街づくり～

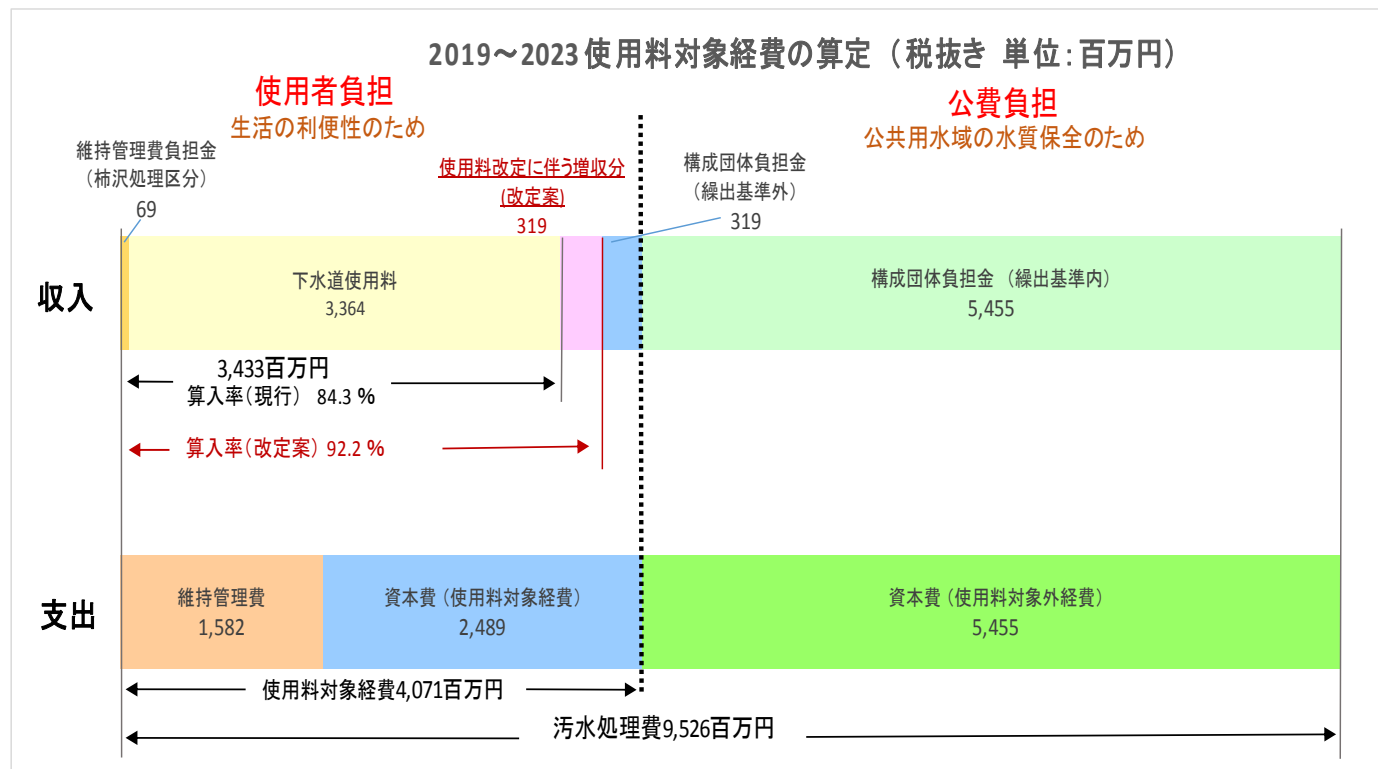
中新川広域行政事務組合

富山県中新川郡舟橋村国重242番地
下水道課 TEL 076-464-1315

gesuido@union.nakanikawa.toyama.jp

1. 下水道使用料の対象経費について

使用料対象経費については、雨水に係る経費は、自然現象に起因するものであることから公費で、汚水に係る経費は公費で負担すべき経費を除き、私費（使用料）で負担とすることになっています。公費は構成町村からの負担金で賄っています。



構成団体：当組合を構成する舟橋村、上市町及び立山町のこと。

維持管理費負担金：上市町の柿沢処理区の汚水は、当組合の中新川浄化センターで処理しており、処理に要した費用は上市町が負担しています。

維持管理費：汚水を継続的に処理するためにかかる経費。下水道管、処理施設などの運転管理、清掃、保守点検等にかかる費用。

資本費：減価償却費及び企業債利息

※減価償却費とは、時間がたつことにより下水道管渠や処理施設などの資産の価値が減少した分を費用として計上するものです。官公庁会計ではなく企業会計の特徴です。

※企業債利息とは、下水道管渠や処理施設などの建設時に借り入れた借金の返済利子のこと。

線出基準：汚水処理費のうち総務省が定める公費負担とすべき経費のこと。

2. 今後の事業運営方針について

財政状況が厳しい中、今後の下水道経営は、経費を最小限に抑制しつつ、事業効果を最大限に発揮していくことが今まで以上に必要と考えています。

- (1) 施設の機能維持・延命化等効率的な維持管理に努めます。
- (2) 建設工事並びに汚泥処理及び不明水等維持管理に関するコスト縮減に努めます。
- (3) 新たな業務については、簡素で効率的な執行体制の整備に努めます。
- (4) 整備済地域の未加入者に対し、水洗化促進に関する広報活動に努めます。

下水道使用料改定の概要

1. 使用料体系 (税込み)	一般用		公衆浴場用	
	基本料金 0~10m3	従量使用料 11m3~	基本料金 0~200m3	従量使用料 201m3~
現 行		1m3当たり		1m3当たり
税抜き	1,400円	160円	14,000円	80円
(税8%込み)	1,512円	172.8円	15,120円	86.4円
改 定 後		1m3当たり		1m3当たり
税抜き	1,600円	180円	14,000円	80円
(税10%込み)	1,760円	198円	15,400円	88円

2. 一般家庭 料金負担 事例 (税込み) ※一般家庭の 平均使用量 20m3	1か月当たり排除汚水量	現行 (消費税8%)	改定後 (消費税10%)	差引
	10m3	1,512円	1,760円	248円
	15m3	2,376円	2,750円	374円
	20m3	3,240円	3,740円	500円
	25m3	4,104円	4,730円	626円
	30m3	4,968円	5,720円	752円
	40m3	6,696円	7,700円	1,004円

また、水道水以外(井戸水等)の使用量の算定については、実態に近い使用水量を反映させているため、現行どおりとなります。

世帯人数	1か月当たり排除汚水量
1人	12m3
2人	17m3
3人	22m3
4人	27m3
5人	32m3
6人以上	1人増すごとに5m3加算